

県知事選挙の投票日は7月2日

任期満了による兵庫県知事選挙は、6月15日(木)告示、7月2日(日)が投票日です。今後の県政を託す大切な選挙。必ず投票しましょう。

当日は、投・開票速報を市ホームページで案内します。詳しくは市選挙管理委員会事務局 ☎(740)1251 へ。

基本台帳に登録され、引き続き住んでいる人など。

市内で住所変更した人

6月5日(月)以降に転居届を出した人は、前住所の投票所で投票してください。

県内の他市区町から転入した人

3月15日(日)以降に転入届を出した人は、前住所で投票してください。ただし、選挙人名簿に登録されていることと、各市区町が発行する「引き続き県内居住証明書」の提示か、引き続き県内に居住していることの確認を受けることが必要。詳しくは前住所地の選挙管理委員会へ。

県内の他市区町へ転出する人

川西市の選挙人名簿に登録され、3月2日(日)以降に転出、転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、川西市の投票所で投票できます。ただし、「引き続き県内居住証明書」の提示か、引き続き県内に居住していることの確認を受けることが必要。なお、期日前

郵便による投票

表1の対象者は、郵便などで投票できます。投票用紙などの請求は6月28日(木)までです。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。また、表1の対象者で、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人は、代理記載制度を利用できる場合があります。早めに同委員会事務局へ問い合わせてください。

投票をする人で、期日前投票をする日に4カ月を経過していない人も同様です。

他府県へ転出する人

6月15日(木)までに転出する人は、川西市の選挙人名簿に登録されていても投票できません。6月16日(金)～7月1日(土)に転出する人は、転出前日以前投票ができます。

7月2日(日)に転出する人は、転出日の前日までは期日前投票が、転出日の当日は、転出前に指定の投票所で投票ができます。

投票をする人で、期日前投票をする日に4カ月を経過していない人も同様です。

他府県へ転出する人

6月15日(木)までに転出する人は、川西市の選挙人名簿に登録されていても投票できません。6月16日(金)～7月1日(土)に転出する人は、転出前日以前投票ができます。

7月2日(日)に転出する人は、転出日の前日までは期日前投票が、転出日の当日は、転出前に指定の投票所で投票ができます。

表3

できること/できないこと	有権者	政党	候補者
ウェブサイトなどを用いた選挙運動※1	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動※3	×	○※4	○
ウェブサイトに掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)	×	×	×

※1 電子メールアドレスなどの表示義務あり
 ※2 メッセージ機能を含む
 ※3 メール受信を同意した場合に限る
 ※4 県選挙管理委員会が所定の要件を満たす政治団体であることを認めたものに限る

表1

種類	障がいの種別	程度・区分
身体障害者手帳	両下肢、体幹もしくは移動機能	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸	1級もしくは3級
	免疫もしくは肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	介護保険法の要介護者	要介護状態区分が要介護5

代理記載制度が利用できる人

上記の該当者で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が1級の記載がある人

上記の該当者で、戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの記載がある人

表2

場所	日時
市役所1階市民ギャラリー	6月16日(金)～7月1日(土) 午前8時半から午後8時まで
東谷行政センター	6月25日(日)～7月1日(土) 午前9時から午後5時半まで

「川西市親元近居助成制度」受け付け開始

6月1日から受け付け開始。登記費用の一部を助成

問合せ 住宅政策室 ☎(740)1200

子育て世帯の流入・定住化などを促進するため、市内に住宅を取得して(転居を伴うものに限る。建て替えのための一時転居は不可)親元に近居する子育て世帯を対象に、住宅取得時の登記費用の一部を助成する「川西市親元近居助成制度」の受け付けを6月1日(木)から開始します。

助成の対象者や対象となるマイホームの条件などについては、6月1日から市ホームページに掲載。

申し込みは、市役所5階の住宅政策室に備え付けの申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を書き、所定の書類を添付して、9月30日(土)(消印有効。持参の場合は29日(金))までに☎666-8501・住宅政策室へ持参または郵送してください。



猪名川花火大会の寄付金を募集

期間は6月1日～8月31日

問合せ 文化・観光・スポーツ課 ☎(740)1161

猪名川花火大会を継続開催するため、寄付金を募ります。募集期間は6月1日(木)～8月31日(木)。

7月7日(金)までに1万円以上寄付し、希望する人はパンフレットに氏名を掲載します(希望者は寄付後に文化・観光・スポーツ課に連絡してください)。

寄付は、市役所2階の同課に持参、または池田泉銀行池田営業部(普通)117013の口座名義「猪名川花火大会開催委員会代表会長池田市長倉田薫」に振り込んでください。詳しくは市ホームページに掲載。



期日前投票

(当日予定がある人)

仕事や旅行などで当日投票できない人は、期日前投票ができます。投票所入場整理券裏面の宣誓書に本人が必要事項を書き、持参(本人確認ができればなくても可)の上、表2の期日前投票所で投票してください。

不在者投票

「川西市以外に滞在中の人」選挙管理委員会から投票用紙などを郵便で取り寄せられ

ば、市外の選挙管理委員会投票ができます。日数がかかるため、早めに市選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

「入院または入所中の人」

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどであれば、施設で投票することができます。施設の事務局に問い合わせください。

代理投票と点字による投票

病気やけがで、候補者名を記入できない人は、投票所係

員による代理投票が、目の不自由な人は点字による投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

点字または音声(朗読CD)の「選挙のお知らせ」を無料で配布。詳しくは県選挙管理委員会 ☎078(362)3101へ。

選挙公報を各戸配布

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、6月20日(火)ごろから各戸配布します。市ホームページに掲載する他、

市役所1階の正面案内や公民館などにも備え付けます。

正しい選挙運動

選挙運動は、告示日から投票日の前日までです。戸別訪問や署名運動、飲食物の提供などは禁止されています。政治家や後援団体が寄付をした

り、有権者がこれを求めること

の他、新聞への有料あいさ

つ広告なども法律で禁止されています。

なお、インターネットを利用した選挙運動が

解禁されましたが、一部規制

公民権行使の証明

選挙権を行使したことを会社などに証明するための書類を渡しています。希望する人は、投票所で係員に申し出て